

# 第36回議会運営委員会記録

令和5年2月21日

【開催日】 令和5年2月21日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時15分～午後3時35分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 議会活動の正常化を求める陳情について
- 2 「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書・・・資料1
- 3 その他

---

午後3時15分 開会

---

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより第36回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力ください。まず付議事項に入る前に、本日の全員協議会におきまして、議会のコロナ感染症対策について最低限のルールを決め

てほしいという旨の陳情がありまして、そこで私は、市の意向を受けて、傍聴人の制限の緩和というか撤廃をしたいと述べましたが、それを受けて、この議会運営委員会の中で傍聴席に今はバツ印を付けて、間隔を空けて座るようになっておりますが、それを解除する決定をしたいと思えます。皆さんよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）まず、その点を確認したいと思います。それでは、付議事項1点目に入ります。

「議会活動の正常化を求める陳情」についてです。裏面になります。この点につきまして、中島好人議員と山田伸幸議員の両市議に事実確認をしたいということで、書面をもって出席を求めました。それに対する回答としまして、皆さんのお手元に資料があります。ちょっと読み上げます。議会運営委員会委員外議員出席要請についての回答ということです。

「山陽小野田市議会の議会運営の努力に敬意を表します。さて、12月議会で出された樋口晋也氏からの陳情に伴う参考人質疑が行われた。これを受けて我々にも委員外議員としての出席要請があった。しかし、樋口氏の参考人陳述では、共産党をぶっ壊す（後刻「共産党市議団をぶっ壊す」に訂正）との発言が繰り返され、とても市政発展のために行われる陳情とは言えず、ひたすら共産党攻撃がされたものであった。また、山田議員の名前をわざと間違えて呼び続けるなど、常軌を逸した発言であった。また、議員による政党機関紙の配達集金購読関与について、職員の仕事専念義務の妨害、職権を乱用して地位利用と断じている。断定しているのであれば誰か共産党市議会議員によって、職務を妨害したと訴えがされているのか証拠を示すべきであるが一方的に主張を繰り返している。その際に出席していた委員からはその事実を証明する証拠があるのか示させるべきであったのに、何らそのような機会はなかった。本来なら委員より、正常な意見陳述であるように求めるべきだったがそのような動きはなく、ひたすら陳述が続けられた。このような陳述は政党の政治活動への介入であり、我々が出席して意見を述べるようなものではない」といった内容の回答でした。恐らく、こうした委員会運営に対して不満があるということに端を発して、そのような議会運営委員会には出席はできないといったことだと思っております。彼たちが言ってい

ることが大きく3点に分かれようと思います。これを一つ一つ、議会運営委員会の中で確認して、改めるべきところは改めていきたいと思っております。まず、樋口参考人の陳述でこのような発言があったことについてですが、これにつきましては、たしかに、共産党をぶっ壊す（後刻「共産党市議団をぶっ壊す」に訂正）、小学校からやり直すべきだとか、そうした不穏当と思える発言があったのは事実です。それから、山田議員の名前を何度も間違えていたのに止めなかったのも事実です。それに加えて、参考人は質問ができないことになっておりますが、途中で事務局に質問する場面がありました。それを私が制止しなかったことも事実です。この3点につきましては、委員会を主催する委員長として、委員会運営を適切になされなかったなと思ってその辺りを反省しております。この点につきましては改めるべきだと思います。陳謝したいと思っております。

宮本政志副委員長 今、委員長がおっしゃったことは、私も副委員長として参加しておりましたので、おっしゃることはもう全くごもっともでありますし、私も深く反省をしております。今後は、委員長をしっかり補佐して、同じようなことがないように気を付けたいと思っております。この場で陳謝いたします。

伊場勇委員 いろいろ思い返すと、あの発言はよかったのかなあと思うところはあります。静粛な議会運営委員会、議会の骨格を作るこの委員会において、表現の自由はあるものの、もっとしっかり判断して、例えば委員長に私から、「どうなんですか」ということもあってしかるべきだったと私も反省をしております。以後、気を付けたいと思っております。以上です。

森山喜久委員 私もその場に出席しながら、不穏当発言の部分を、やはり強く制止するよう、委員長、副委員長に対して言うべきだったなと反省しております。申し訳ありませんでした。

笹木慶之委員 委員長、副委員長から、この事案についてのお答えでした。そ

の意味は分かります。しかし、委員会は委員全体で構成しているものがありますので、やはり委員会としての責任の重さを感じております。今後については、そういったことも十分心にとめて、議論を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大井淳一郎委員長　大きく三つ回答の中でありますので、まず1点目については改めて陳謝したいと思えます。それでは2点目についてです。これについての御意見がありますが、これについて皆さんから御意見等があればと思えます。これは先ほど読みましたが、結局、職権を乱用しての地位利用と、参考人が言ったことに対して、何かそれを証明する証拠がないのかということ誰も聞かなかったということですが、まずそもそも前提論として、参考人の意見陳述は、それぞれの意見でありまして、職権を乱用しての地位利用というのは参考人の意見であります。それについて、証拠を示すかどうかというのは、飽くまでそれぞれの委員の考えだろうし、その必要性があるのかということは、なかったから、こういうことがなかったんだろうと思えます。それが前提だと思えますが、皆さんから、これについて何かコメントすることがあれば、また、改めるべきことがあったのかどうかということを確認したいと思えます。

伊場勇委員　樋口さんから出された陳情書の中身は、立入禁止区域等が設けられておりますけど、それを守っていない場合があったんじゃないですかということころです。それについては、事実確認をしようと思ひ、中島議員と山田議員に、委員会に出席して説明してほしいということで、調査への協力をお願いしている部分でありますので、証拠を示さなかったのが悪いと書いておりますが、市民からの声ですので、議員はそれについて真摯に答えるべきです。そのために、改めて、山田議員と中島議員を再度お呼びし、お聞きして確認すべき事項だと思っております。

森山喜久委員　こちらに書かれている内容を含めて、実際、一市民からの意見としてお話を聞いている中で、それを踏まえて、中島議員と山田議員の

両議員、そして執行部として総務課や教育委員会にも、実際にそういった事実があるかどうかを確認していこうということで話をしていたと思います。ですので、飽くまでこちらはそれぞれのところから、主張はどうか、事実がどうかというのを確認するということころであったので、ここまで求められるのかなというのが意見としてあります。はい。

大井淳一郎委員長 ほかにはありますか。このように、共産党議員団は言われておりますが、これは彼たちの意見でしょうけども、我々議会運営委員会としましては、飽くまでも参考人の意見をお伺いする場であると。それに対して当然反論することはあるでしょうから、そのために私たちは出席要請をしているので、これに対して何かおっしゃりたいことがあるのなら、出席要請があったらそれを受けて、反論されればよろしいかと思っております。この点は、以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それでは以上とします。最後ですが、これもなかなか扱いが難しいところですが、これについて何かコメントすべきことがあればお願いします。これにつきましては、結局陳情が政治……（発言する者あり）すみません、ここで暫時休憩したいと思います。

---

午後 3 時 27 分 休憩

---

---

午後 3 時 29 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。すみません、少し戻ります。先ほどの、議会運営委員会委員外議員出席要請についての回答ということで、私はこの日本共産党市議会議員団お2人から出された文書そのまま読んで、「共産党をぶっ壊す」とそのまま読み上げました。そして、私の発言の中で、これをなぞった形で「共産党をぶっ壊す」と言っちゃいましたが、私の意図するところ、そして何よりも参考人がおっしゃってたのは「共産党市議団をぶっ壊す」と発言しておることを確認しました。私の発言が間違いでありましたので、ここで訂正しておわびいた

します。それでは、本来なら委員よりというこの三つ目のくだりですが、これについて、皆さんからコメントすべきことがあればお願いしたいと思います。ただ、先ほど、この陳情については政党の政治活動への介入だと言っておられますが、それはお2人が考えることでありまして、それはお2人が意見で言えばいいことで、やはり陳情者というか参考人は、陳情書として、日本国憲法の第16条で保障されております請願権に基づいてやられており、その内容が平穩に出され、形式の整ったものであれば受理すべきものであるし、そこで書かれた内容を否定することを私たちにできませんので、この辺りを、皆さんと確認したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように対応したいと思います。それでは、以上で付議事項1点目を終わります。続きまして、付議事項2点目です。「「わが町の憲法」とうたわれた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書」についてです。こちらをお願いしたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 委員長からありましたタイトルの陳情書が出ております。通常であれば、定例会に関する議会運営委員会が開催される前日までに出示された陳情書を、これまで議運に提示してきておりました。この度、議長から、これを至急の案件として取り扱うべきではないかということで議運に諮問されたものです。緊急に取り扱うべきかどうかを議論していただいて、そのようになるのであれば、調査委員会の決定までしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

大井淳一朗委員長 ただいま、出されております資料1、「「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の改正にあたって慎重審議を求める陳情書」についてです。これを至急案件として取り扱うべきかを議論してほしい、そして、もしそうであれば、調査委員会を決定してほしいということでした。まず、前段の、至急案件として取り扱うべきかについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

伊場勇委員 自治基本条例については、審議会が設置されて、答申されて、パブコメがあって、改正案が出てきて、総務文教常任委員会で審査される議案が本日上程されております。もちろん、その議案審査前にこの方のお話を聞くかどうかは担当委員会で決められるべきかなと思いますが、3月定例会において扱うかどうか、担当委員会はここで割り振って、私は総務文教常任委員会でいいと思うんですけども、その後の対応は、担当委員会で判断するべきかなと思っています。あってしかるべきかなと思っています。以上です。

大井淳一郎委員長 伊場委員からありましたように、至急案件として取り扱うべきではないかということですが、皆さん、その点どうでしょうか。よろしいですか。至急案件としてこれを取り扱うという……（発言する者あり）ああ、そういう意味か。

森山喜久委員 やはり3月議会に上程されている議案の内容ではありますので、至急案件として、総務文教常任委員会で取り扱っていただきたいと思います。

大井淳一郎委員長 至急案件として取り扱うべきと。あわせて、伊場議員も言われましたが、議案が上程されて付託された関係もありますので、総務文教常任委員会で取り扱っていただき、そのやり方については総務文教常任委員会の中で協議していただくということですが、それでよろしいですか。森山委員、それについても御意見いただければと思います。

森山喜久委員 委員長が言われたように、総務文教常任委員会の中で審査していただいて、取扱いを含めてお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員長 それでは以上とします。その他です。少し前後しますが、「議会活動の正常化を求める陳情」について、議会運営委員会で議論しましたが、今後、共産党議員団をお呼びすることについて諮りたいと思



っております。また、書面をもって、改めて出席要請をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。続きまして、その他ですが、皆さんから何かありましたらお願いしたいと思います。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、事務局もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後 3 時 3 5 分 散会

---

令和 5 年（2023 年）2 月 2 1 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎